

減損会計の適用迫る！

1. はじめに

去る平成15年10月31日に、財団法人財務会計基準機構 企業会計基準委員会より、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号）が公表されました。これは、平成14年8月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準」の実務における具体的な適用指針を示したものです。

固定資産の減損会計は、一連の会計ビッグバンの集大成といわれておりますが、金融商品会計基準の適用などとともに、企業に与えるインパクトは相当なものと考えられます。

今回は、この固定資産の減損会計についての概略をご説明します。なお、税務上は従来どおりの処理となりますので、ご注意ください。

2. 概要

会計処理

減損損失については、当期の損失として処理し、翌期以降の減価償却費については、減損損失控除後の帳簿価額を基に計算します。なお、減損処理を一旦行った資産については、戻入れは行いません。

実施時期

強制適用は、平成17年4月1日以後に始まる事業年度とされていますが、平成16年3月31日以降に終了する事業年度より早期適用することも認められています。

対象資産

対象資産としては、固定資産（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産）全般とされていますが、他の基準で評価が決められている金融資産や繰延税金資産などは対象から除かれます。

資産のグルーピング

グルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とされています。

実務上は、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮して決定することになると思われます。

減損の兆候

減損の兆候は、実務的に入手可能なタイミングで利用可能な情報に基づき識別します。減損の兆候とは例

えば以下のような場合をいいます。

- () 営業キャッシュ・フローが継続してマイナス、又はマイナスとなる見込み
- () 使用範囲、方法について回収可能価額を著しく低下させる変化があった又は見込まれる場合
- () 経営環境の著しい悪化
- () 市場価格の著しい下落（簿価の50%程度）

なお、減損の兆候を示していないグループについては特に処理を行う必要はありません。

減損損失の認識の判定

で減損の兆候がありと判断された資産又は資産グループについては、第2段階として、将来のキャッシュ・フローを見積もります。当該キャッシュ・フローの単純（割引前）合計額と帳簿価額を比較し、単純合計額が帳簿価額を下回っている場合には具体的な損失の測定を行うこととなります。

ただし、単純合計額が帳簿価額を上回っているときは、特に処理を行う必要はありません。

減損損失の測定

において減損損失を認識すべきであると判断された資産又は資産グループについては、回収可能価額を求め、当該回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として認識します。

回収可能価額は、正味売却可能価額と使用価値のいずれが高い方の金額とされます。

3. 今後の展望

上述したように、減損処理は早ければ今年の3月期より適用することが可能となります。どれだけ処理を遅らせたとしても、2~3年後にはすべての会社で処理を行うことが必要となります。

財務的に体力のある会社は、市場へのアピールを込めて早期に適用することが見込まれますが、財務基盤の弱い会社は強制適用となるまでに必死で対策を講じることとなります。

よって、今後はさらに、価値の下落した（収益を生まない）固定資産、特に土地や建物については、売却あるいは処分の対象となることが予想されます。このことは逆に、不動産会社やデベロッパーにとっては、大きなビジネスチャンスと捉えることもできるかもしれません。

（田中 陽）